

丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター
指定管理者 募集要項

令和 8 年 10 月
—丸 亀 市—

～ 目 次 ～

1. 対象施設の概要	
(1) 施設の名称	1
(2) 施設の所在地	1
(3) 施設概要	1
(4) 施設の設備器具等	1
2. 施設の管理運営	
(1) 施設の設置目的	1
(2) 管理運営の基本的考え方	1
3. 施設の管理運営等実績	
(1) 施設の管理運営に係る現在の人員体制	2
(2) 施設の管理運営経費	2
(3) 施設の利用等実績	2
4. 指定の期間	3
5. 指定管理者の業務の範囲等	
(1) 関係法令等の遵守	3
(2) 指定管理者が行う業務	3
6. 管理の基準	
(1) 利用時間及び休業日	4
(2) 利用の許可	4
(3) 許可の取消し及び利用の制限	4
(4) 個人情報の取扱い及び守秘義務	5
(5) 情報公開	5
(6) 文書等の管理保存	5
(7) 監査	5
(8) 環境への配慮	5
(9) 人権への配慮	5
(10) 障がいのある人への合理的配慮	5
(11) 保険の加入に関する事項	6
7. 使用料の収受等	
(1) 利用料金制の適用	6
(2) 利用料金	6
(3) 使用料金の減免	6

8. 指定管理料等	
(1) 指定管理料	7
(2) 管理口座・区分経理	7
9. 指定管理者とのリスク分担等	
(1) 指定管理者とのリスク分担	7
(2) 物品等の帰属	7
10. 業務委託の制限	8
11. 応募資格（欠格条項）	8
12. 応募方法	
(1) 募集	8
(2) 募集要項の配布及び応募書類の受付期間	8
(3) 応募書類の提出方法等	9
(4) 応募書類の種類	9
(5) 応募書類の提出部数	9
(6) 現地説明会の開催	9
(7) 質問方法	9
(8) 質問への回答	10
(9) 応募にあたっての留意事項	10
13. 指定管理者候補者の選定	
(1) 選定方法	10
(2) 選定基準	11
(3) 指定管理者選定委員会での審査方法	11
(4) 選定結果の通知及び公表	12
14. 指定管理者の指定	12
15. 協定の締結	12
16. その他の注意事項	
(1) 選定委員等との接触の禁止	12
(2) 立入検査	12
(3) 業務の継続が困難となった場合の措置等	12
17. スケジュール	13
18. 窓口（問合せ先）	13

地方公共団体が設置する公の施設については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができます。（これを「指定管理者制度」という。）

丸亀市では、丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター設置条例に基づき設置している丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンターの管理に関する業務を効率的かつ効果的に行うため、丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンターに指定管理者制度を適用し、本募集要項のとおり指定管理者を募集します。

1. 対象施設の概要

(1) 施設の名称

丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター

(2) 施設の所在地

丸亀市綾歌町栗熊西 6 8 番地 3

(3) 施設概要

①構造 木造 地上 1 階建て

鉄筋 地下 1 階地上 1 階建て（浴室棟）

②敷地面積 2, 7 5 0 m²

③建築面積 8 8 8. 2 6 m²

④開館日 昭和 6 3 年 4 月 1 日

⑤施設内容 1 階：事務室、多目的室、機能回復訓練室、休憩室、食堂、厨房、
集会室、教養娯楽室、浴室

地下 1 階：娯楽室 1、娯楽室 2、機械室

※詳細は、資料 1 「丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター平面図」 参照
のこと

(4) 施設の設備器具等

①施設の設備 資料 2 「丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター設備一覧」 参照

②施設の器具等 資料 3 「丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター備品一覧」 参照

2. 施設の管理運営

(1) 施設の設置目的

丸亀市は、市民の健康の増進、教養の向上及び交流のための便宜を総合的に供与する場として健康づくりふれあいセンターを設置しています。

(2) 管理運営の基本的考え方

①関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った安定的な管理運営を行うこと。

②利用者の平等な利用を確保すること。

- ③利用者の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- ④費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。
- ⑤丸亀市生きがい活動支援通所事業を安定的に実施すること。

3. 施設の管理運営等実績

(1) 施設の管理運営に係る現在の人員体制

- ①施設長 1名（兼務）
- ②昼間（8：30～17：15）：3人体制
- 夜間（17：15～21：00）：3人体制

(2) 施設の管理運営経費（決算額）（単位：円）

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
売上原価	2,659,461	2,379,267	2,067,940	カミソリ・タオル・軽石・売店の仕入
人件費支出	21,294,628	22,124,538	22,809,334	
事業費支出	20,064,725	19,876,484	16,834,634	直接経営に係る経費
消耗品費	1,441,925	1,219,306	1,055,950	トイレットペーパー・シャンプー他
器具什器費	0	0	0	
光熱水費	7,881,054	8,078,008	6,387,668	電気・水道・プロパンガス
燃料費	5,506,574	5,486,263	3,747,523	A重油・ガソリン代
維持管理費	3,485,240	3,370,125	3,915,373	修繕・改善費等
通信運搬費	187,802	196,652	168,860	
業務委託費	1,064,110	1,042,610	923,810	シルバー委託・浄化槽・ボイラー保守他
手数料	0	0	0	
損害保険料	273,820	272,520	273,250	
広告宣伝費	26,400	24,000	24,000	
賃借代	0	0	178,200	
雑 費	197,800	187,000	160,000	定連池水利費
合 計	44,018,814	44,380,289	41,711,908	

(3) 施設の利用等実績（単位：円）

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数(人)	利用料収入	人数(人)	利用料収入	人数(人)	利用料収入
浴場娛樂室	62,875	15,428,070	64,557	15,896,430	54,107	13,460,430

※令和7年度はボイラー修繕のため、およそ2ヵ月間の休館があります。

4. 指定の期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年間）

5. 指定管理者の業務の範囲等

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンターの管理業務を行うにあたり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- ①地方自治法
- ②労働基準法
- ③労働安全衛生法
- ④個人情報の保護に関する法律
- ⑤温泉法
- ⑥公衆浴場法
- ⑦丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター設置条例、丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター設置条例施行規則
- ⑧丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ⑨丸亀市個人情報保護法施行条例、丸亀市個人情報保護法施行細則
- ⑩丸亀市情報公開条例、丸亀市情報公開条例施行規則
- ⑪施設の維持、保守点検等に関する法令等（水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、電気事業法等）
- ⑫その他関係法令、通知等

(2) 指定管理者が行う業務

①施設、設備及び器具の維持管理

- ア 施設、設備及び器具の保守点検、補修及び清掃
- イ 施設、設備及び器具の警備
- ウ ボイラー室の操作
- エ 施設等に係る経費の支払い（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金等）

②使用の許可等

- ア 許可申請書の受付及び許可証の交付
- イ 利用の制限
- ウ 許可の取消し

③利用料の徴収等

- ア 利用料金の額の決定（あらかじめ市長承認が必要）
- イ 利用料金の徴収及び収納事務
- ウ 利用料金の減免事務

④自主事業の実施

ア 施設設置目的内での自主事業の計画及び実施（あらかじめ市長承認が必要）
ただし、食堂経営や飲食物等の販売を実施すること

イ 自主事業に係る料金の徴収及び収納事務

⑤センターの設置目的を達成するために必要な業務

⑥センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務

⑦引継ぎ業務

ア 指定管理者となった場合に、前の管理者から引継ぎ業務を受けること

イ 指定管理業務期間に関わらず、次の管理者が施設の管理業務を行うこととなった場合に、引継ぎを行うこと

⑧事業報告書等の提出

ア 事業報告書の作成及び市への提出

⑨市への協力業務

ア 市の施策の企画・立案に対する協力

⑩その他市長が必要と認める業務

※ 指定管理者は、自らの予算と責任においてセンターの利用者の利便性を向上させるために必要な自主事業となる食堂経営や飲食物の販売などの業務を実施しなくてはなりません。

6. 管理の基準

(1)利用時間及び休業日

室名	利用時間	休業日
浴場娯楽室	午前 10 時から 午後 9 時まで	(1) 毎月第 1 及び第 3 水曜日 (2) 1 月 1 日及び 12 月 31 日
集会室 多目的室	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日

※指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て利用時間及び休業日を変更することができます。

※休業日は、丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター設置条例に基づき、変更する場合があります。

(2)利用の許可

利用の許可は、丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター設置条例に基づき、公平かつ公正に行うこと。

(3)許可の取消し及び利用の制限

丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター設置条例第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項及

び第2項各号並びに第3項のいずれかに該当する場合は、施設等の利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、センターへの入場を拒否し、又はセンターからの退去を命ずることができます。

(4) 個人情報の取扱い及び守秘義務

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律等の関係法令の規定に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、業務上知り得た情報を他に漏らしたり、不当な目的に使用してはなりません。指定期間が終了した後も同様です。

個人情報の漏えい等の行為には、関係法令に規定する罰則が適用される場合があります。

(5) 情報公開

指定管理者が施設の管理を行うにあたり保有する情報の開示及び提供については、市の指示に従い必要な措置を講じなければなりません。

(6) 文書等の管理保存

指定管理者は、管理業務の遂行にあたり作成又は收受した書類等をその他の業務の書類等とは別に管理し、管理業務に係る書類等を明らかに保存しなければなりません。

(7) 監査

指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行については、監査委員（地方自治法第199条第7項）、又は外部監査人（地方自治法第252条の42第1項、丸亀市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第4項第5号）による監査を行う場合があります。

(8) 環境への配慮

指定管理者は、管理業務を行うに当たり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。通称「地球温暖化対策推進法」）に関する事項や、本市が宣言している「ゼロカーボンシティ」の取組の推進に協力するとともに、環境保全等に配慮しなければなりません。

(9) 人権への配慮

指定管理者は、公正な採用選考を行い、管理業務を行うに当たっては、「丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例」（令和2年条例第49号。通称「多様性条例」）に基づき、事業者の責務として、構成員の人権に関する知識や理解を深めるために必要な取組を行うとともに、事業活動における差別をなくし、人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めなければなりません。

(10) 障がいのある人への合理的配慮

指定管理者は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。通称「障害者差別解消法」）に基づき、公共施設の指定管理者として、管理業務を行うに当たり、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった

場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮をしなければなりません。

(11) 保険の加入に関する事項

指定管理者は、故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

そのため、施設利用者や第三者への損害又は業務上の瑕疵により生ずる損害の賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入してください。

市では、市の責任に帰すべき事由による第三者に対しての損害を賠償するために、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入していますが、この保険については、平成23年4月より、すべての指定管理者も賠償責任保険の被保険者とみなすこととなりました。

そのため、指定管理者が当該保険の補償内容で賠償に対応できると判断した場合においては、重複して保険に加入する必要はありません。

ただし、指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。

また、支払限度額の範囲内であっても、事案により（指定管理者が独自に行う自主事業など）、指定管理者に自己負担が生じる場合もあること、指定管理者の責任に帰する事由により損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は、指定管理者に対して求償権を有することに留意してください。

[令和8年度市が加入する保険の補償内容]

全国市長会「市民総合賠償補償保険」

支払限度額

身体賠償 1 名につき 1 億円

1 事故につき 1 0 億円

財物賠償 1 事故につき 2, 0 0 0 万円

別冊 資料 4 「市民総合賠償保障保険のあらまし」パンフレット参照

7. 使用料の収受等

(1) 利用料金制の適用

利用料金制度を導入し、当該施設の利用料は、指定管理者の収入とします。

(2) 利用料金

利用料金は、丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター設置条例別表第 2 に規定する使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めます。

(3) 使用料金の減免

指定管理者は、利用者が丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター設置条例第 7 条各号の規定に該当する場合、使用料金を減額又は免除することができます。

8. 指定管理料等

(1) 指定管理料

指定管理者は、施設の維持・管理に関する業務に係る費用を、指定管理料、利用料金収入及びその他の収入で賄います。

指定管理料は、「4. 指定の期間」で定める指定管理期間を通して金 61,000 千円以内（消費税及び地方消費税、その他一切の経費を含む。）とし、指定管理者が提案する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者が締結する協定書で定めます。

なお、提案された指定管理料の人件費及び物件費については、賃金及び物価水準を示す指標を基に算出した変動率が一定水準を超える場合は、年度ごとに見直し額を算出し、当該年度の指定管理料の調整を行う「指定管理料スライド制度」を適用します。制度の詳細については、「丸亀市指定管理者制度における指定管理料スライド制度運用の手引き」（別添）をご参照ください。

修繕費については、3,000 千円／年（消費税及び地方消費税を含む。）を指定管理料の上限額に含んでいるため、事業計画書及び収支予算書に含んでください。修繕費については、実績に基づき毎年度精算し残金が生じた場合は、市に返還するものとします。なお、50 万円を超える修繕費については、原則として 2 者以上から見積もりを徴し市と協議の上、執行するものとします。

消費税及び地方消費税については、消費税及び地方消費税の取扱いに変更が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、年度協定の中で指定管理料を見直すことがあります。

なお、指定管理料の支払方法については、市と指定管理者が協議のうえ、協定書で定めます。

(2) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、団体等自体の口座とは別口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

9. 指定管理者とのリスク分担等

(1) 指定管理者とのリスク分担

資料 5 「リスク分担表」のとおりとします。ただし、資料 5 で定める事項に疑義がある場合又は資料 5 に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえリスク分担を決定するものとします。

なお、必要であれば市と指定管理者が協議のうえ、項目を追加して協定で詳細な部分についてのリスク分担を決定しておくことも可能です。

(2) 物品等の帰属

①市が指定管理者に対して指定管理料により物品を購入させるときは、購入後の物品は市の所属に帰するものとします。

②指定管理者が自ら購入及び持ち込んだ物品は、指定管理者の所属に帰するものとします。指定管理者の物品は、その所属が明らかとなるよう物品にシール・ラベル等で明示してください。

③指定管理者は、市の所有に属する物品について物品管理簿等を備えて、その保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動をする場合には、市と協議のうえ行ってください。

10. 業務委託の制限

指定管理者は、本業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、指定管理者の責任において、業務の一部を第三者へ委託又は請け負わせることはできます。

11. 応募資格（欠格条項）

指定管理者に応募することができるものは、法人その他の団体（以下「団体等」という。）でなければなりません。また、次に掲げる事項のいずれかに該当する団体等は、指定管理者に応募することができません。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない団体等
- ②地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により丸亀市又は他の地方公共団体から指定管理を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない団体等
- ③地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により丸亀市又は他の地方公共団体から指定管理に係る業務の全部又は一部の停止を命じられ、その停止期間満了の日か 6 ヶ月を経過しない団体等
- ④団体等及び団体等の代表者が、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税、固定資産税を滞納している団体等
- ⑤会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしている団体等
- ⑥丸亀市又は他の地方公共団体が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている団体等
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

12. 応募方法

(1) 募 集

指定管理者は、施設の運営・維持・管理に関する業務を実施する。

(2) 募集要項の配布及び応募書類の受付期間

令和 8 年 10 月 7 日(水)から 10 月 29 日(木)まで

(3)応募書類の提出方法等

応募書類は、令和 8 年 10 月 29 日(木)午後 5 時必着までに下記へ持参により提出してください。

【提出先】〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市健康福祉部高齢者支援課（丸亀市役所 2 階）

(4)応募書類の種類

- ①指定申請書（別添「様式第 1 号」）
- ②事業計画書（別添「様式第 2 号」）
- ③収支予算書（別添「様式第 3 号」）
- ④定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ⑥就業規則その他これに類する書類
- ⑦団体等の直近 3 ヶ年度分の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を説明する書類
- ⑧当該年度の団体等に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑨団体等及びその代表者の法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税の納税証明書
- ⑩申立書（別添「様式第 4 号」）

(5)応募書類の提出部数

正本 1 部及び副本 7 部を提出してください。副本は、正本を複写して作成して差し支えありません。

(6)現地説明会の開催

丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンターの施設等の概要、管理業務の内容等について説明を行うため、次のとおり現地説明会を開催します。

- ①時 間 令和 8 年 10 月 15 日（木）午前 10 時～
- ②場 所 丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター 1 階 多目的室
丸亀市綾歌町栗熊西 6 8 番地 3
- ③申込み方法 説明会に参加を希望する団体は、参加申込書（別添「様式第 5 号」）に必要事項を記入のうえ、令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 5 時までに丸亀市健康福祉部高齢者支援課へ、持参、Fax（0877-24-8914）又は E-mail(koreishashien-k@city.marugame.lg.jp)にて申し込んでください。

(7)質問方法

質問は、書面（様式自由）により丸亀市健康福祉部高齢者支援課へ持参、Fax 又は E-mail にて提出してください。質問の提出〆切は、令和 8 年 10 月 19 日（月）午後 5 時必着分までとします。

(8) 質問への回答

質問への回答は、令和 8 年 10 月 23 日（金）までに書面にて回答します。また、質問及びその回答は、市のホームページで公開します。

(9) 応募にあたっての留意事項

① 応募に係る費用

応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

② 虚偽の記載

応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募申請を無効とし、応募者を失格とします。

③ 応募者の資格要件

応募申請後に、本募集要項「11. 応募資格」に定める欠格条項に該当した場合も、応募者を失格とします。

④ 提出書類の変更の禁止

市が受理した応募書類の内容については、明らかな間違いや軽微な修正を除き、内容を変更することはできません。

⑤ 重複提案の禁止

ひとつの団体等が複数の提案をすることはできません。

⑥ 応募書類の取扱い

市が受理した応募書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

⑦ 応募書類の著作権及び公表

応募書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、選定結果の公表等に必要の場合には、提案書の内容を使用できるものとします。なお、応募書類及び追加資料は、丸亀市情報公開条例に基づき、公開することがあります。

⑧ 申請の撤回

応募書類を市へ提出後に申請を撤回する場合は、辞退届（様式自由）を市に提出してください。

⑨ 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用した結果生じた責任は、すべて応募した団体等が負うものとします。

⑩ 資料の提出

市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

13. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

市長は、あらかじめ丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

第4条の2の規定により設置する指定管理者選定委員会の意見を聴いたうえで、指定管理者の候補者を選定します。

選定は、原則として書類審査により行うものとします。ただし、必要に応じて、直接申請者に応募書類等の内容について聴き取りを行う場合があります。

(2) 選定基準

指定管理者候補者の選定にあたっては、指定管理者選定委員会において丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する選定基準を総合的に審査します。

【選定基準（丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条より抜粋）】

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請のあった施設の性質又は目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(3) 指定管理者選定委員会での審査方法

指定管理者選定委員会での審査は、選定基準に基づき、以下のとおり審査項目を設定し採点することにより行います。

審 査 基 準	審 査 項 目	点 数
利用者の平等な利用を確保できるものであること	・ 平等利用を確保するための具体的方策	10点
サービスの向上が図られるものであること	・ 利用者の増加を図るための具体的方策 ・ サービスの向上を図るための具体的方策 ・ 利用者の要望の把握方法及びその対処方法 ・ 自主事業の企画及び実施	40点
施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること	・ 管理業務に対する基本方針 ・ 防犯、防災、事故防止等危機管理への基本的取組方策	
施設管理に係る経費の縮減が図られるものであること	・ 収支予算及び経費算定の適格性 ・ 指定管理料を実現するための具体的方策	20点
管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	・ 管理業務に係る職員体制 ・ 職員の研修計画	30点

施設の性質又は目的を達成するために十分な能力を有していること	・類似施設の業務実績 ・個人情報の保護及び情報公開への具体的な取組方策	
総 得 点		100点

(4)選定結果の通知及び公表

市長は、指定管理者の候補者を選定したときは、その結果を応募したすべての団体等に書面で通知するとともに、市のホームページにて公表します。

14. 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指定管理者候補者を丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンターの指定管理者とする旨の議案を、令和8年丸亀市議会12月定例会に提出し、議決を経て行うものとしします。

市は、指定管理者を指定したら、指定した団体に文書で通知するとともに、丸亀市公告式条例に基づき告示します。

15. 協定の締結

市と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、市と指定管理者が締結する協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議し、協定を締結するものとしします。

16. その他の注意事項

(1)選定委員等との接触の禁止

指定管理者への申請者は、指定管理者選定委員会の委員及び関係市職員と本件提案についての接触（応募書類の提出時、応募書類に関する聴き取り等正当な理由がある場合を除く。）を禁止します。なお、接触の事実が認められた場合は、失格とすることがあります。

(2)立入検査

市は、必要に応じて施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実地について検査を行います。

(3)業務の継続が困難となった場合の措置等

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、市は指定管理者の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができます。その場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、業務の継続等について協議するものとしします。

17. スケジュール

内容	期間
募集期間	令和 8 年 10 月 7 日（水）から 令和 8 年 10 月 29 日（木）まで
現地説明会	令和 8 年 10 月 15 日（木）
現地説明会の申込	令和 8 年 10 月 13 日（火）
質問受付	令和 8 年 10 月 19 日（月）
質問回答	令和 8 年 10 月 23 日（金）
プレゼンテーション	令和 8 年 11 月上旬
審査結果通知	令和 8 年 11 月下旬
指定管理者の指定（議決）	令和 8 年市議会 12 月定例会
指定管理業務開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）

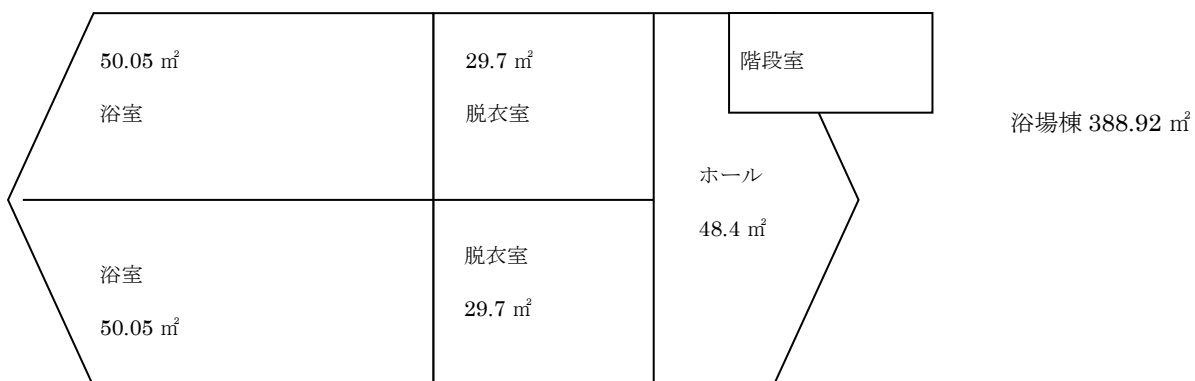
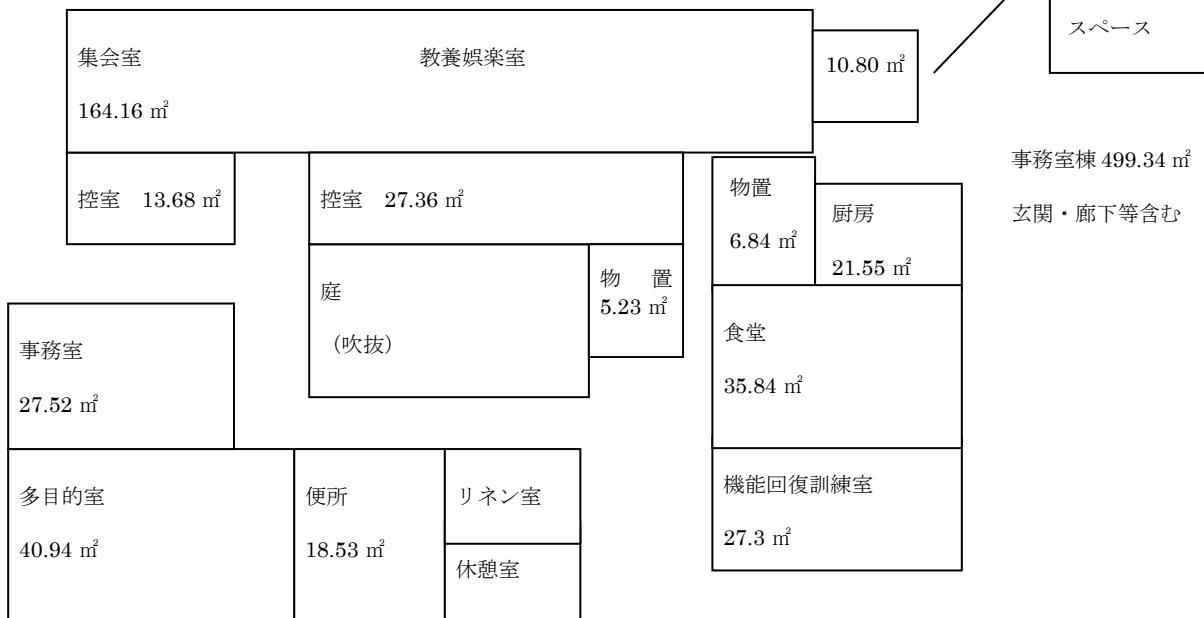
18. 窓口（問合せ先）

担当部署	丸亀市健康福祉部高齢者支援課（丸亀市役所 2 階）
担当者名	横井、岡本
住 所	〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号
電話番号	0877-24-8831（直通）
Fax 番号	0877-24-8914
E-mail	koreishashien-k@city.marugame.lg.jp

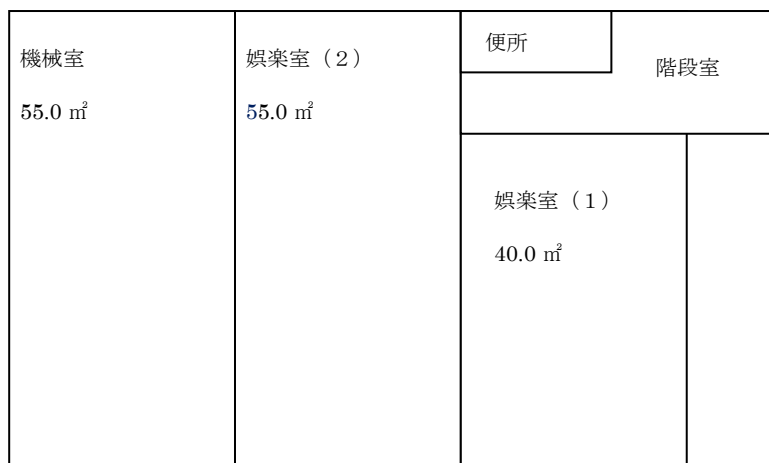
資料 1

丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター 平面図

1 階



地下 1 階



資料 2

丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター 設 備 一 覧

種 別	概 要	備 考
電気設備関係	電灯コンセント設備	
	動力設備	
	幹線設備	
	弱電設備	電話設備 テレビ共聴設備
	防災設備	自動火災報知設備 非常放送設備 誘導灯設備 非常照明設備
機械設備関係	給水設備	水道直結方式
	排水・通気設備	
	衛生器具設備	
	空気調和設備	個別ユニット方式 空冷ヒートポンプエアコン、 天井埋込カセットタイプ

資料 3

丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター 備 品 一 覧

番号	品 名	品番等	数量	設置場所	備 考
1	会議テーブル		1	事務室	
2	本棚	NT3661V	1	事務室	
3	本棚	NT3661V	1	集会室	
4	座卓（1）	3345T	1 6	集会室	
5	座卓（2）	2T-11	1 0	集会室	
6	事務用椅子	ET-21V	1	事務室	
7	演台	TS-6	1	娯楽室	
8	座卓（3）		4	多目的室	
9	座卓（4）	2T-11	2	多目的室	
1 0	座卓（5）	2T-11	1 8	娯楽室	
1 1	食堂テーブル		9	食堂他	
1 2	書庫	HG63	1	厨房	
1 3	花台	TS-7	1	浴室棟ロビー	
1 4	カウンター	VC-18	1	階段室	
1 5	草刈機	UM2301	1	倉庫	

資料5

丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター リスク分担表

分 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
法令変更リスク	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立	○	
	当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法の成立		○
税制変更リスク	消費税制、税率の変更に伴う経費の増加	○	
	上記以外で、広く一般的に適用される税制、税率の変更に伴う経費の増加		○
賃金・物価変動リスク	賃金・物価変動に伴う増減については、スライド制度に基づき決定		
金利変動リスク	金利変動に伴う経費の増加		○
政策変更リスク	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等事業への影響	○	
住民対応リスク	施設の設置や存廃に係る住民対応	○	
	施設の管理・運営に係る住民対応		○
第三者賠償リスク	指定管理者に起因する事故により第三者に損害を与えた場合の示談交渉及び損害賠償※1		○
	市に起因する事故により第三者に損害を与えた場合の示談交渉及び損害賠償	○	
	上記以外の場合	(両者の協議による)	
不可抗力（暴風, 豪雨, 暴動等市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的現象）リスク	不可抗力による施設・設備の損害（指定管理者が整備した施設・設備は除く）	○	
	不可抗力により第三者へ与えた損害（自主事業に係る部分を除く）	○	
自主事業リスク	自主事業の実施及び運営に係るリスク		○
需要変動リスク	利用者数などの需要変動		○
施設・設備損傷リスク	施設の構造上及び市の帰責事由による事故・火災等での施設・設備の損傷	○	
	指定管理者の管理瑕疵など指定管理者の帰責事由による事故・火災等での施設・設備の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷	(両者協議による)	
維持管理リスク	指定管理者の管理瑕疵による維持管理費の増大		○
	市の指示事項による維持管理費の増加以外を要因とする維持管理費の増大		○
許認可リスク	業務の実施にあたり必要とされる許認可等の取得に関するリスク		○
業務終了時の手続関連	業務終了時の施設の原状復帰及び手続きに関する諸費用の発生		○

感染症対策リスク	利用料収入減少や感染症対策に係る経費の増大	(両者の協議による)
----------	-----------------------	------------

※1 第三者賠償リスクについては、市の加入している「全国市長会 市民総合賠償補償保険」でてん補される保険金額の範囲以内の損害賠償は、その保険を用いることができます。